

## 第1条（目的）

本要綱は、児童の情報活用能力を育成し岸和田市立中央小学校（以下、本校という）の教育活動の振興を図るため、インターネット等の利用に関し個人情報を保護する観点から、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条（インターネット等利用の基本）

本校においてインターネット等を利用するにあたっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 児童の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、総合的な学習の推進など、教育課題の推進に寄与するよう努めなければならない。
- (2) 教育上有害な情報の取り扱いについては、指導の徹底を図り、有害な情報に接続できないよう工夫するなど特に留意する。
- (3) 児童及び児童の関係者の個人情報の保護に努める。
- (4) 法令等を遵守するとともに法令等に記されている権利行使する。
- (5) 個人的な情報発信や営利目的の利用など、本来の教育活動からはずれた利用は行わない。

## 第3条（インターネット等情報活用委員会）

校長は、インターネット等の活用の適正化を図るため、校内に別に定める情報活用のための委員会等をおくものとし、情報教育部がこの役を担う。委員会では、次の事項を協議する。

- ①インターネット等の取り扱いに係わる基本的事項
- ②情報の登録・更新・抹消の審議
- ③その他、インターネット等の活用に係わる基本的事項

## 第4条（個人情報の定義及び保護）

- (1) 児童の個人情報とは、児童個人が特定できる情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、写真、所属、出席番号等）
- (2) インターネット等で発信する際、児童の個人情報の取り扱いについては、次の各項に定めるところによる。

## ①氏名

原則として名を用い、姓は使わない。ただし、同名の場合や、不都合がある場合は、アルファベット文字の使用や無記名にするなどの配慮をする。

## ②意見・主張など

児童の意見、考え、主張については、教育上の効果が認められる場合において、発信することができる。

## ③写真、似顔絵など

児童の写真などを扱う場合は、顔と名前が一致するような公開の仕方は禁止する。

## ④生年月日、住所、電話番号、趣味、特技、その他個人の情報など

発信しないものとする。電子メールなどで、相手が特定されている場合は、手紙文等の書き方に準ずるものとするが、この場合においても、生年月日、住所、電話番号、などは発信しないものとする。

## ⑤その他

①から④の項目に該当しない個人情報については、インターネット等活用委員会で審議の上、不適当とされた場合は発信しないものとする。

- (3) インターネット等により児童等の個人情報を発信する場合は、本人及び保護者の同意を前提とし、教師の指導の下に発信するものとする。その際、インターネット等による発信の意義と危険性について児童等に周知を図るものとする。

## 第5条（セキュリティ一等）

- (1) インターネット等を利用する場合には、他人を中傷しない、著作権・知的所有権に配慮するなど、インターネット等における基本的モラルに留意とともに、児童の情報モラルの育成を図るものとする。
- (2) 児童がホームページや電子メールで発信するデータや情報は、教師の確認を経て、外部に発信するものとする。
- (3) インターネット等、外部と接続するコンピュータを特定し、それ以外のコンピュータは直接インターネット等、外部と接続しないこととする。
- (4) 外部接続しているコンピュータと校内LANとの間に、セキュリティ保護のためのソフトウェア等を設け、校内LANへの違法な侵入を防ぐとともに、校内LAN内の各端末から有害情報にアクセスできないよう努めるものとする。
- (5) 個人情報等を含むデータは、インターネット等に外部接続されたコンピュータのハードディスクに保存しないものとする。

## 第6条（インターネット等の主な利用形態）

インターネット等の主な利用形態は、次に定めるものとする。

### ①情報の発信

教育活動の学習事項のまとめ等を学校のホームページで発信する。

### ②情報の受信

学校のホームページを通し、意見等を広く一般から受信する。

### ③情報検索および収集

ホームページ・電子メールを使用して学習に関する情報を検索・収集したり、関連する質問を送り、その回答を得たりする。

### ④教材作成

ホームページ・電子メールを使用して授業で活用できるデータを収集・加工して、教材づくりに活用する。

### ⑤国内および国際交流

ホームページ・電子メールを使用して、国内外の学校等と交流する。

### ⑥その他

インターネット等情報活用委員会で必要に応じ定める利用形態

## 第7条（ホームページ上の要綱の明記）

本要綱を学校のホームページ上で、必ず明記するものとする。

附則 本要綱は、平成16年4月1日から実施する。

それまでの期間は、本要綱実施に向けての試行期間とする。

令和3年4月 改訂